

cf p 3
ik up TRIPS website for info.

(younger man)
lawyer?

西...?

TRIPS 理事会通常会合 (3月14-15日開催) について

2006年5月17日

日本消費者連盟

TRIPS 理事会通常会合 (3月14-15日開催) について、当方と外務省担当者との質問についてやり取りの概要については、以下の通りなので、ここに報告いたします。

(1) CBDとTRIPsとの関連について

日本政府 (外務省) のTRIPs 協定及びCBD (生物多様性条約) の基本的考え方について外務省担当官の回答は、「これまでのTRIPS 理事会の議論からは、そもそも (TRIPS 協定を改正する根拠となるような) 「問題」の所在が明らかになったとは言えません。本当に、途上国 (遺伝資源提供国) 側が主張するようなTRIPS 協定改正が必要なのか、実例に基づいて問題点を把握するように、議論を重ねているところです。」という回答でした。

また当方が、「遺伝資源等の不正使用 (バイオパイラシー)」の問題について、各国での実例に基づいて問題点を解決するために、具体的に内外でどこまで作業がすすんでいるのか。またこの問題に対して、日本政府の基本的考え方や、この問題に対しての提案をお示ください。及びCBDルールを優先すべくTRIPs協定を改定せよと、発展途上国やNGOが主張していますが、この主張に対する日本政府の基本的考え方を具体的にお示ください。」と質問したところ、外務省の担当者は、「「問題点を解決するため」の作業は進んでいない。我が国は、TRIPS 協定改正不要との立場であり、途上国主張の遺伝資源の出所等開示義務の導入によって、途上国が主張するような「問題」 (←これ自体が判然としないのですが。) は解決し得ないのではないかと、といった他の先進国と同様の主張をしています。」という回答をもらいました。



(2) エンフォースメントについて

「エンフォースメント提案についてエンフォースメントの中でも特に（税関）水際措置について議論したいとの提案について日本政府の基本方針をお示ください。」と質問に対し、外務省担当者は、「我が国は、他のフォーラムでの議論との不必要な重複は避けるべきとの考えですが、エンフォースメントは我が国にとって重要な問題の一つですので、基本的に TRIPS 理事会においてエンフォースメントの議論をすることについて支持する立場です。」との回答でした。

(注) エンフォースメント

法や特許の権利の執行について、実際に行使している状況を確認するとき、事実の状況の輪郭を明確にするために用いられる。法律の執行というのが元々の意味で、当該事案に関しては、知的財産の保護をはかるための権利行使手続きの事である。

(3) その他


地理的表示 (GI) の交渉状況についてについて日本政府の立場を尋ねたところ従来の姿勢に変化はないとのことでした。3月における TRIPS 理事会における議題では遺伝アクセスの 27 条 3 項の問題や、フォークロア（伝承文化）についても議題にあがっていたようです。また途上国の問題も議題にされました。

以上です。詳しい論点資料など必要でしたら日本消費者連盟までご連絡ください。

～ すずんびいじい

参考資料

TRIPS 理事会通常会合 (3月14-15日開催) の議題

- a. Notifications under provisions of the agreement
- b. follow-up to reviews of national implementing legislation already undertaken
- c. REVIEW OF THE PROVISIONS OF ARTICLE 27.3 (b) 
- d. Relationship between the TRIPS agreement and the convention on biological diversity
- e. protection of traditional knowledge and folklore
- f. non-violation and situation complaints
- g. special and differential treatment proposals referred to the council
- h. review of implementation of the TRIPS agreement under article 71.1
- i. REVIEW OF THE APPLICATION OF THE PROVISIONS OF THE SECTION ON GEOGRAPHICAL INDICATIONS UNDER ARTICLE 24.2
- j. follow-up to the third annual review under paragraph 2 of the decision on the implementation of article 66.2 of the TRIPS agreement

k. technical cooperation and capacity-building

l. enforcement of intellectual property rights -
communication from the european communities

m. information on RELEVANT DEVELOPMENTS ELSEWHERE IN THE
WTO

n. observer status for international intergovernmental
organizations

o. OTHER BUSINESS

p. election of chairperson